

サービス利用料金

短期（ショートステイ）「しあわせ荘」

令和3年4月1日現在

1. 介護保険給付対象サービス料金

☆従来型個室の場合

(単位：円)

利用者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 短期生活サービス費	596	665	737	806	874
2 看護体制加算（Ⅰ）	4	4	4	4	4
3 看護体制加算（Ⅱ）	8	8	8	8	8
4 サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	18	18	18	18
5 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	52	58	64	69	75
6 特定処遇改善加算（Ⅰ）	17	19	21	23	24
7 サービス費合計	695	772	851	928	1,003
8 居室に係る自己負担額（基準費）	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
9 食事に係る自己負担額（基準費）	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392
1割 自己負担額日額	3,258	3,335	3,414	3,491	3,566
2割 自己負担額日額	3,953	4,106	4,266	4,419	4,570
3割 自己負担額日額	4,648	4,878	5,117	5,347	5,573

☆従来型多床室の場合

(単位：円)

利用者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 短期生活サービス費	596	665	737	806	874
2 看護体制加算（Ⅰ）	4	4	4	4	4
3 看護体制加算（Ⅱ）	8	8	8	8	8
4 サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	18	18	18	18
5 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	52	58	64	69	75
6 特定処遇改善加算（Ⅰ）	17	19	21	23	24
7 サービス費合計	695	772	851	928	1,003
8 居室に係る自己負担額（基準費）	855	855	855	855	855
9 食事に係る自己負担額（基準費）	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392
1割 自己負担額日額	2,942	3,019	3,098	3,175	3,250
2割 自己負担額日額	3,637	3,790	3,950	4,103	4,254
3割 自己負担額日額	4,332	4,562	4,801	5,031	5,257

2. 介護加算料金（個室・多床室共通）

緊急短期入所受入加算（14日を限度）	90/日
医療連携強化加算	58/日
療養食加算	8/回
若年性認知症受入加算	120/日
送迎加算	184/片道

※上記加算料金にも、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）8.3%、特定処遇改善加算（Ⅰ）2.7%が加算されます。

※1円未満の端数は切り捨てます。

※2割または3割負担となる対象は 部分となります

※自己負担額は概算のため、実際の請求額とは誤差があります。ご了承ください。

3. 食費

1日分	1,392
-----	-------

(内訳)

朝食	372
昼食	655
間食 (おやつ)	60
夕食	305

※食費は、提供した食事分の料金をいただきます。

4. 負担限度額

①「食費」

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階以上 (基準費用額)
食費	300/日	390/日	650/日	1,392/日

②「居住費」

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階以上 (基準費用額)
個室	320/日	420/日	820/日	1,171/日
多床室	0/日	370/日	370/日	855/日

◎利用者負担第1段階 住民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護受給者

◎利用者負担第2段階 住民税世帯非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方

◎利用者負担第3段階 住民税世帯非課税で、利用者負担第2段階以外の方

◎利用者負担第4段階 上記以外の方

(基準費用額)

5. 介護保険給付対象外サービス料金

ご利用サービス	利用料金	
○特別な食事 (施設が提供する食事以外で個人が希望される食事) アルコール類、出前でとる食事等	実費相当額	
○レクリエーション (行事にかかる費用)	実費相当額	
○クラブ活動 (講師謝礼、材料代) 絵画・生け花・茶道等	実費相当額	
○理容・美容サービス代	散髪	3,000円
	パーマ	5,000円
	顔剃り	1,000円
	毛染め	3,000円
○複写物のコピー代	20円/枚	
○日常生活用品購入の代金 (ティッシュペーパー等)	購入代金実費相当費	
○電気代 (個人的に使用される電化製品一品につき)	500円/月	
○その他の日常生活費	実費相当額	
○特別な送迎	200円/km	
○証明書発行手数料	350円	

6. 利用料金のお支払い方法

料金・費用は、1カ月ごとに計算し、ご請求いたしますので、翌月25日までに以下の方法でお支払い下さい。

※窓口での現金支払

※指定口座への振り込み

※金融機関口座からの自動引き落とし

◎ (兵庫県信用組合)

◎ (みのり農協)

◎ (中兵庫信用金庫)

◎ (ゆうちょ銀行) 振込のみ可